

## 只見町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

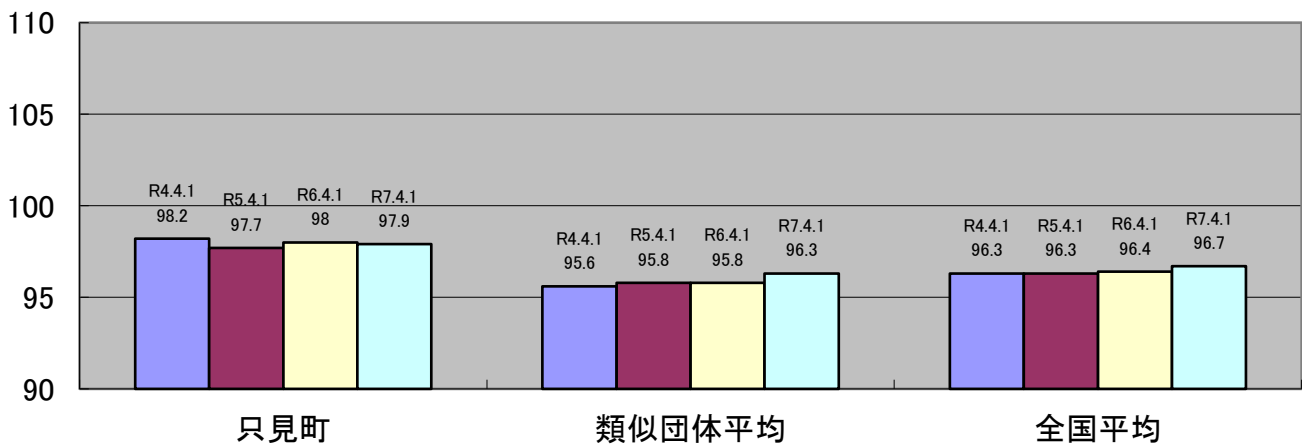
区 分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
6年度	3,690	6,482,438	39,651	991,906	15.3	16.9

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6年度	87	374,640	68,089	137,095	579,824	6,665	5,890

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員）及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に

基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

#### (4) 給与改定の状況

只見町には人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。月例給の給与改定率・特別給の年間給月数は、県の人事委員会に準じて改定を行っております。

#### (5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)について

##### ① 給料表の見直し

[  実施 ] 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なりは実施していない。)

##### ② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準16%に対し、只見町においても16%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。

##### ③ その他の見直し内容

扶養手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(7年4月1日現在)

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
只見町	42.4歳	328,430円	391,280円	361,818円
福島県	42.7歳	335,600円	417,259円	366,537円
国	41.9歳	332,237円	—円	414,480円
類似団体	41.4歳	314,470円	364,463円	341,301円

②技能労務職

区 分	公務員				民間			参 考 A/B
	平均年齢	平均給料 月額	平均給与 月額 (A)	平均給与 月額 (国 ベース)	対応する 民間の類 似職種	平均年齢	平均給与 月額 (B)	
只見町	— 歳	— 円	— 円	— 円	— 歳	— 円	— 円	—
内運転手	— 歳	— 円	— 円	— 円	— 歳	— 円	— 円	—
福島県	53.3 歳	302,100 円	339,471 円	314,399 円	— 歳	— 円	— 円	—
国	51.3 歳	294,567 円	— 円	337,907 円	— 歳	— 円	— 円	—
類似団体	53.2 歳	280,319 円	303,500 円	294,671 円	— 歳	— 円	— 円	—

※技能労務職については該当職員が少数であり、個人が特定される恐れがあるため掲載しない。

(注) 1 「平均給料月額」とは、7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(7年4月1日現在)

区分		只見町	福島県	国
一般行政職	大学卒	224,600 円	230,300 円	220,000 円
	高校卒	191,300 円	198,000 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	203,500 円	196,900 円	— 円
	中学卒	189,900 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

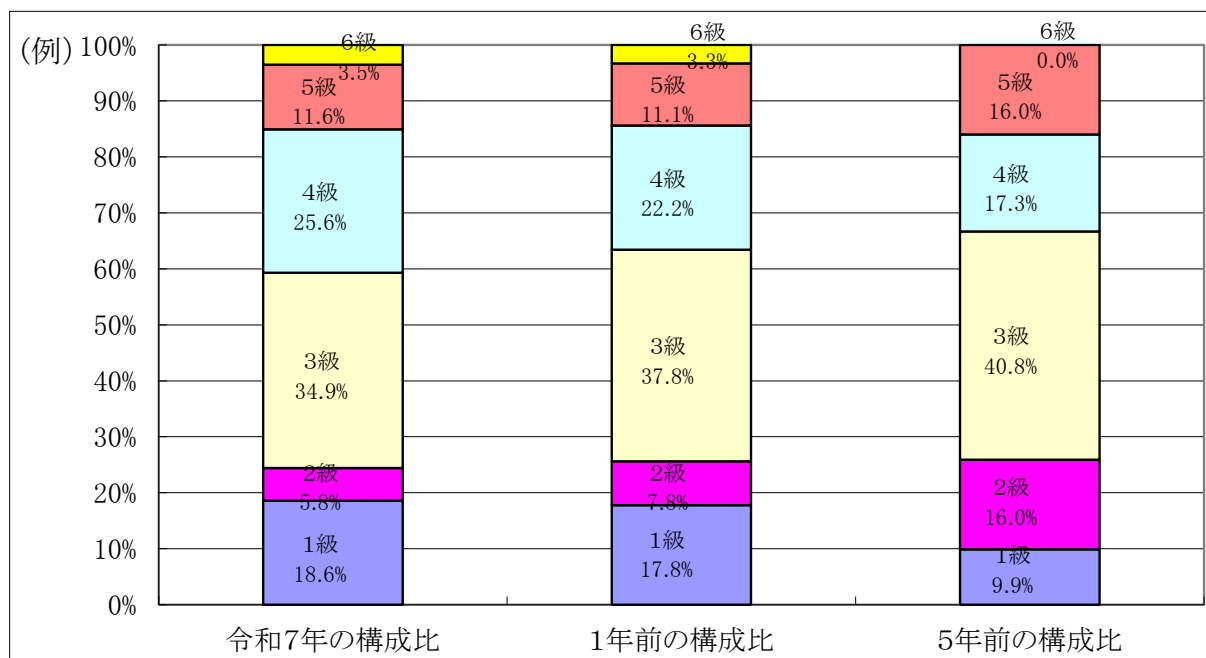
※各区分とも該当者が少数であり、個人が特定される恐れがあるため掲載しない。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

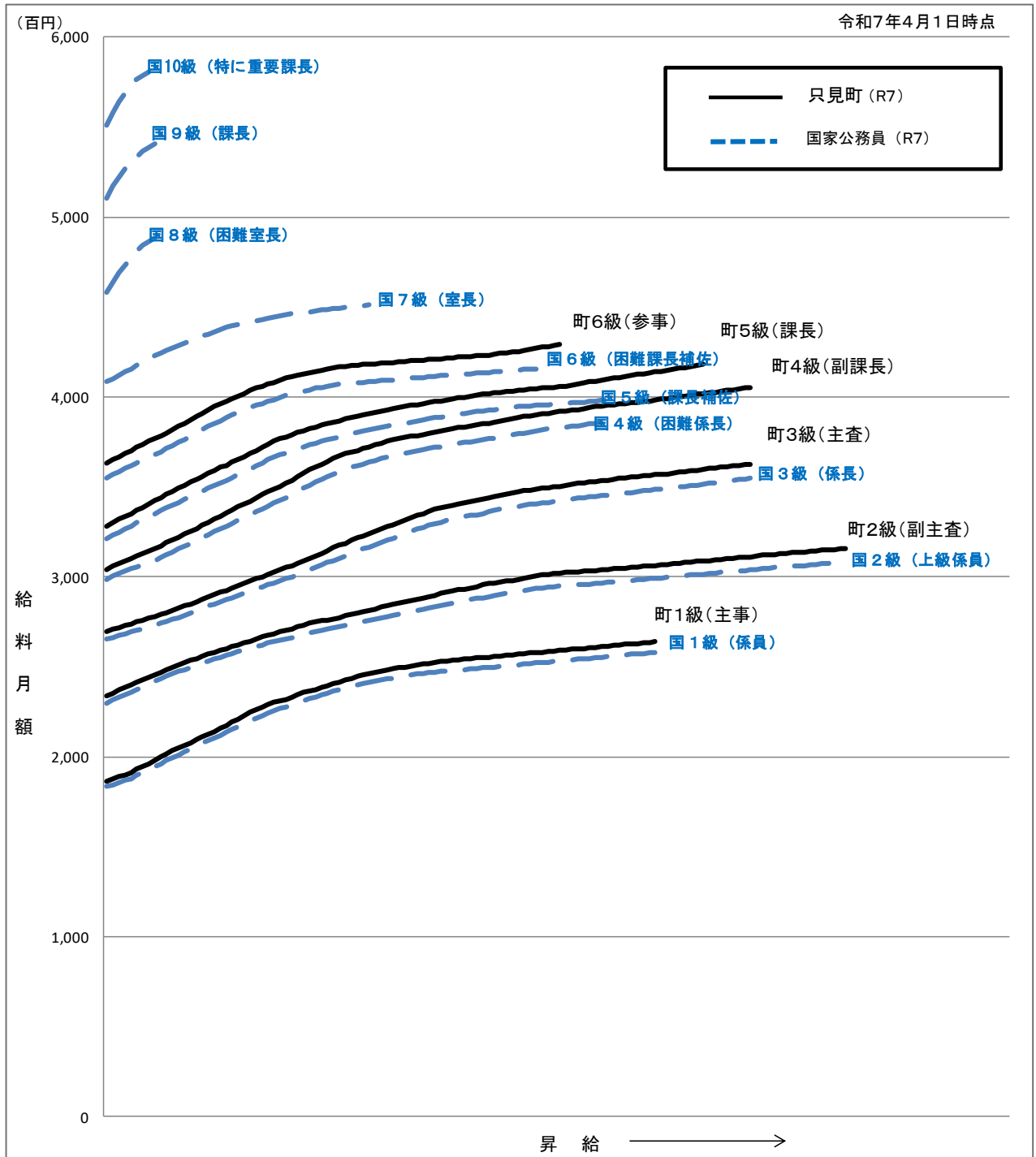
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・主事補	16人	18.6%	186,700円	263,900円
2級	副主査	5人	5.8%	234,000円	315,900円
3級	主任主査・主査	30人	34.9%	269,700円	362,800円
4級	副課長・室長・副主幹 ・主任主査	22人	25.6%	304,300円	405,400円
5級	課長・主幹	10人	11.6%	328,200円	417,900円
6級	参事	3人	3.5%	363,300円	429,200円

- (注) 1 只見町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職）（7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（只見町）

7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				

	標準、下位の区分			
	標準の区分のみ（一律）			
ロ.	人事評価を活用していない	○		○
	活用予定時期	未定		未定

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

只見町	福島県	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1,522千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,760千円	—千円
（6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分	（6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分	（6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（只見町）

7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (3) 退職手当（7年4月1日現在）

只見町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分

調整率 83.7/100	調整率 83.7/100
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2~45%)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2~45%)
1人当たり平均支給額 一 千円	1人当たり平均支給額 一 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は該当職員が少数であり、個人が特定される恐れがあるため掲載しない。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

### (3) 地域手当 (7年4月1日現在)

支給実績 (6年度決算)	一 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)	一 千円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度 (支給割合)
朝日診療所医師のみ	16 %	0 人	16 %

### (4) 特殊勤務手当 (7年4月1日現在)

支給実績 (6年度決算)	2,370 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)	169,286 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (6年度)	11.9 %		
手当の種類 (手当数)	3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師及び歯科医師の特殊勤務手当	医師及び歯科医師	その業務に従事した場合	月額60万円の範囲内
看護師等の特殊勤務手当	看護師	夜勤、週休日、休日勤務1回につき	3,000円
		平日勤務時間外及び休日において待機したとき	夜間1,500円 週休日、休日2,000円
放射線技師の特殊勤務手当	放射線技師	放射線業務	月額1万円

### (5) 時間外勤務手当 (7年4月1日現在)

支給実績 (6年度決算)	33,875 千円
職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)	413 千円
支給実績 (5年度決算)	35,923 千円
職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)	467 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む

(6) 寒冷地手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		7,414 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		63,368 円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
只見町	世帯主であり扶養親族のある職員	19,800 円
	その他の世帯主である職員	11,400 円
	その他の職員	8,200 円

(7) その他の手当（7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給（支給額）3,000～11,500円	同		13,177 千円	306,442 円
住居手当	借家等に居住している職員（月額9,500円を超える家賃のみ）自宅に係るもの2,500円 築後5年間3,500円	異	支給要件 支給額	5,138 千円	321,125 円
通勤手当	通勤距離が2Km以上になる職員で交通機関、交通用具を使用している職員に支給 自家用車の場合 2,500～34,100円	異	支給要件 支給額	10,927 千円	179,132 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員 困難課長職42,000円 課長相当職34,000～40,000円 副課長相当職30,000～32,000円	異	支給要件 支給額	10,636 千円	483,455 円

**5 特別職の報酬等の状況（7年4月1日現在）**

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	677,700 円	(参考) 類似団体における最高／最低額 840,000 円 / 415,000 円
	副 市 町 村 長	541,800 円	
	報 酬	議 長	270,900 円
副 議 長		209,700 円	310,000 円 / 140,000 円
議 員		189,900 円	290,000 円 / 130,000 円

期末手当	市区町村長	(6年度支給割合) 3.45月分		
	副市町村長	(6年度支給割合) 3.45月分		
退職手当	市区町村長	(算定方式) 給料月額×在職月数×48/100	(1期の手当額) 15,614,208円	(支給時期) 任期ごとに支給
	副市町村長	給料月額×在職月数×29/100	7,541,856円	任期ごとに支給
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

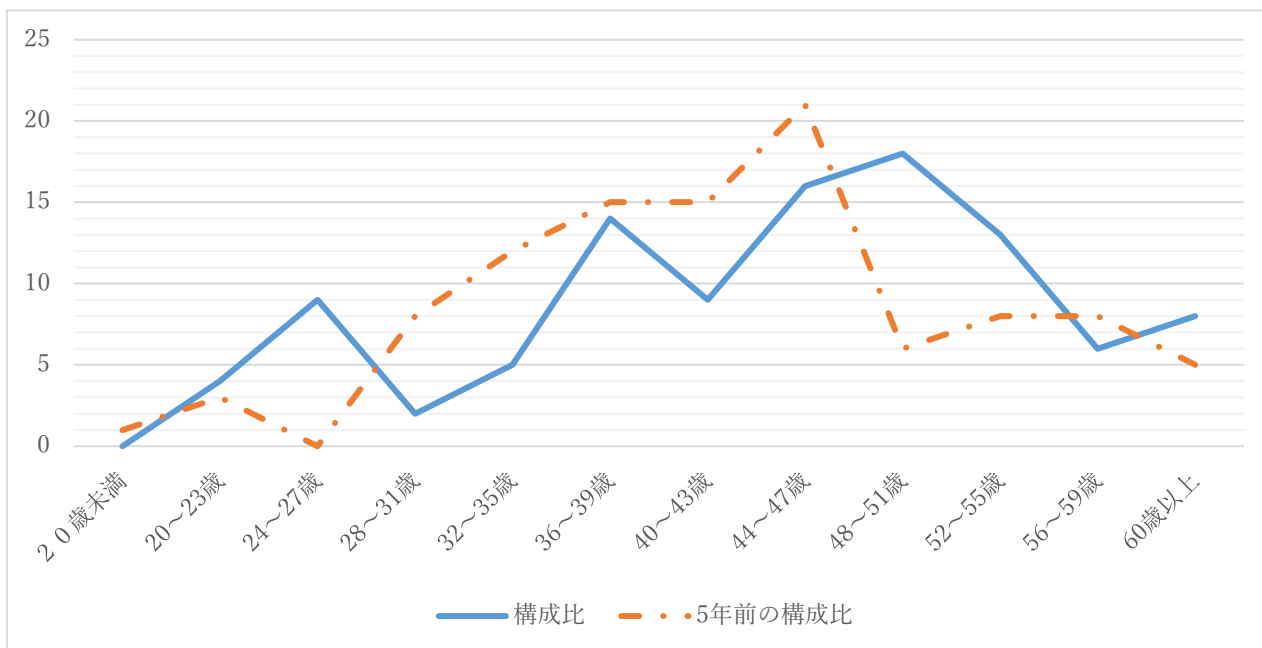
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年数 増減	主な増減理由
		6年	7年		
一般行政部門	議会	2	2		
	総務	25	26	1	機構改革に伴う増員
	税務	3	4	1	機構改革に伴う増員
	農水	8	6	-2	退職・機構改革に伴う減員
	商工	14	11	-3	退職・機構改革に伴う減員
	土木	4	4		
	福祉関係	21	20	-1	退職に伴う減員
	小計	77	73	-4	
特別行政部門	教育	10	11	1	機構改革に伴う増員
	小計	10	11	1	
公営企業等 会計部門	病院	15	12	-3	退職に伴う減員
	水道	1	1		
	下水道	1	1		
	その他	6	6		
	小計	23	20	-3	
合計		110 [136]	104 [136]	-6 [-]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

## (2) 年齢別職員構成の状況（7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	9人	2人	5人	14人	9人	16人	18人	13人	6人	8人	104人

## (3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	73	71	70	68	77	73	0（00.00％）
教育	8	8	8	16	10	11	3（37.50％）
普通会計計	81	79	78	84	87	84	3（3.70％）
公営企業等会計計	21	23	24	21	23	20	-1（-4.76％）
総合計	102	102	102	105	110	104	2（1.96％）

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 簡易水道事業

※該当職員が少数であり、個人が特定される恐れがあるため掲載しない。

### (2) 農業集落排水事業

※該当職員が少数であり、個人が特定される恐れがあるため掲載しない。